

2024年6月6日

経済産業省

産業技術環境局環境政策課 GX 推進機構設立準備室

御中

一般社団法人全国銀行協会

「脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（案）」
に対する意見について

2024年5月8日付で意見募集が開始された「脱炭素成長型経済構造移行推進
機構金融支援業務に関する支援基準（案）」について、別紙のとおり意見を提出
いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（案）」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
1	2	1 対象事業活動支援に当たって機構が従うべき基準	<p>「機構の対象事業活動支援（債務保証、出資及び社債の引受け）の対象となる対象事業活動は、次の（1）から（5）までに定める基準をいずれも満たすこととする」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債務保証」の具体的な保証割合。 ・JOGMEC（エネルギー・金属鉱物資源機構）による出資や債務保証との違い。例えば、対象事業の範囲や保証内容など。 ・支援対象事業の案件区別に応じた取扱件数や保証金額等の上限設定の有無。 <p>仮に支援対象事業の案件区別に応じた取扱件数や保証金額の上限を設定する場合には、結果として取組支援に上限が設定されることとなり、支援に停滞を招く懸念があることから、入口段階における制約は設定しないことが望ましいと考えている。</p>
2	3	1 (2) GXに資する技術の社会実装又は事業の推進	<p>「我が国企業等が保有する新技術など」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような技術が「新技術」に該当し得るのかに係る具体的な判断要件。 ・「など」に関し、日本企業が保有する技術・製品以外で、肯定的な評価を受けられると想定され得る要件。 ・当該基準を踏まえると、海外サプライヤーの技術・製品を導入するよりも、日本企業の技術・製品を導入する事業等のほうが、GX推進機構の支援を受けるうえで、肯定的な評価を受けやすいと理解しても問題ないか。
3	3	1 (3) 民間で取り切れないリスクの補完	<p>「GXに資する投資の中には、技術や需要、事業環境の不透明性が高く、民間金融機関等だけではリスクを取り切れないケースも存在することに鑑み、民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在し、そのリスク補完が必要であること」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのようなリスクを「民間で取り切れないリスク」として想定されているのか。 <p>なお、仮に「民間で取り切れないリスク」について、GX推進機構による保証で保証いただけない割合があり得る場合には（例えば5%、10%等の欠目）、民間金融機関としては「取り切れないリスク」を取ることはできないことに留意をいただきたい。「民間で取り切れないリスク」については、GX推進機構において100%保証いただければ、案件組成に支障が生じることを懸念している。</p>

#	頁	該当箇所	意見等
4	5	2 (1) 対象事業活動支援の基本的な考え方②	「法第六十五条第一項前段の規定による金融機関その他の者からの一時的な借入れ等により、対象事業活動支援に支障が生じないように十分な資金の確保を行うこと」に関し、「金融機関その他の者からの一時的な借入れ等」は、どのような形態のファイナンスを想定されているのか、教示いただきたい。
5	5	2 (2) 対象事業活動支援を推進する体制の確保②	<p>「外部有識者の意見を積極的に聴取すること」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外部有識者」に関し、外部コンサルタントの起用を想定されているのか。 ・仮に、外部コンサルタントを起用される場合には、国内の再生可能エネルギー案件においては、①ボロワーカウンセラー、②レンダーカウンセラー、③テクニカルコンサルタント（レンダー側もしくは Independent）、④保険コンサルタント（レンダー側もしくは Independent）、⑤会計税務コンサルタント（会計税務）の5つがベースとなり案件によってマーケットコンサルタントや環境コンサルタントの起用が行われているが、どのような外部コンサルタントの起用を想定されているのか。 ・外部コンサルタントの起用に関する具体的な判断基準があれば説明いただきたい。例えば、案件実績件数など。
6	5	2 (2) 対象事業活動支援を推進する体制の確保③	本年夏に GX 推進機構の業務が開始されると理解しているが、具体的な GX 推進機構による支援の決定に関するスケジュール感を説明いただきたい。
7	6	2 (2) 対象事業活動支援を推進する体制の確保⑤	<p>「(前略) 市場規模・削減規模、GX の推進に不可欠な国内供給の必要性並びに民間金融機関のみでは取り切れないリスクの度合い及びその内容等を総合的に勘案して優先順位を付けて (中略) 検討を行うこと」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市場規模・削減規模」について、具体的な判断基準を明確にしていきたい。例えば、「電力市場等における CO2 排出量の規模や、支援による CO2 削減の規模」などの文言に変更することが考えられる。 ・「優先順位を付けて」検討を行うとされているが、仮に優先順位が低いと判断された事業の事業者宛に、その検討状況に関する連絡はいただけるのか。例えば、事業者側で、審査プロセス中であるか、または、優先順位が低いと判断された結果、留保されている状況なのか把握することは可能か。
8	6	2 (3) 政府全体の政策との連携	既存燃料との値差に着目した値差支援/価格差支援や、大規模需要創出などに向けた拠点整備支援制度に関連して、これら値差支援/価格差支援や拠点整備支援の認定を受けている事業は、相対的に GX 推進機構からの支援も受けやすいという理解でよいか。

#	頁	該当箇所	意見等
9	7	2 (5) ステークホルダーとの連携②	支援対象業務において政府関係機関との連携が必要となる案件が発生した場合には、GX 推進機構が政府関係機関との連携・調整の対応をいただけると理解してよいか。
10	7	同上	<p>「我が国のグリーントランスフォーメーション実現に向けて」（第 10 回 GX 実行会議資料 1）によると、アジアへの GX 展開も GX 推進機構による金融支援業務の対象となり得ると理解しているが、次の事項について教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに政府関係機関（日本貿易保険等）が行っている業務とのすみわけ。 ・国際協力銀行が「政府関係機関」に含まれていない理由。

以 上